



会社の成長以上に取締役報酬限度額だけが増額しており、株主と取締役の利益が相反しているため。

(3) 議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

(反対の理由)

当社は、2004年2月25日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬総額を年額2億円以内とすることをご承認をいただいております。また、その範囲内において適正な報酬配分を実施し運営いたしております。また、当社は、役員報酬をコーポレート・ガバナンスの最重要事項の一つと認識しており、社外取締役のみで構成する指名・報酬・評価委員会を設立し、当社の経営環境や業績の状況を反映したうえで、取締役の報酬を審議・決定するしくみを導入しており、適正に評価を行っております。したがって、本議案のような定款の一部変更を行う必要はないと考えます。

以上